

## 市第2号議案

### 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 の一部改正

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市長 中 田 宏

### 横浜市条例（番号）

#### 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和50年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び任命権者がこれと関連があると認める準備」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる範囲を改めるため、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正したいので提案する。